

新宮市告示第 84 号

新宮市高齢者補聴器購入助成事業実施要綱の一部を改正する告示

新宮市高齢者補聴器購入助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 7 月 13 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市高齢者補聴器購入助成事業実施要綱の一部を改正する告示

新宮市高齢者補聴器購入助成事業実施要綱（令和6年新宮市告示第27号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（助成対象者） 第2条（略） （1）・（2）（略） （3） 両耳の聴力レベルが40デシベル以上 <u>かつ身体障害者障害程度等級表における聴覚障害の等級要件に該当していない者</u> （4）・（5）（略）	（助成対象者） 第2条（略） （1）・（2）（略） （3） 両耳の聴力レベルが40デシベル以上 <u>及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない又は交付の対象とならない者</u> （4）・（5）（略）

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年8月1日から施行する。

（適用区分）

2 この告示による改正後の新宮市高齢者補聴器購入助成事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に受理した申請について適用し、同日前に受理した申請については、なお従前の例による。